

請願第 29 号

令和 6 年 9 月 19 日受理  
福祉医療委員会付託

## 「予防接種健康被害救済制度の周知を求める」について

請 願 者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 愛知県内では近年、新型コロナウイルスワクチン接種後、日常生活が送れなくなったと考えられる事例が数多く発生しております。こういった患者に向けて国は「予防接種健康被害救済制度(以下救済制度とする)」を施行しておりますが、現実には、医師がこの制度について良く知らないため、申請手続きが困難になる事例が多くあります。

医師が本来断る事ができない申請に必要な受診証明の作成を断る事例や、カルテの写しの受け渡しを断る事例もあります。

また制度の存在を知らない県民も数多く存在します。

今後医師が申請を求める患者を不当に拒否する事のないよう、救済制度を愛知県内の医療機関に周知して頂きますよう、また県民にも広くこの制度の存在を周知して頂きますよう請願いたします。

ワクチン接種後体調不良が続き、本来ならばこの制度を申請できる方、希望されている方を取りこぼす事がないようにお願いします。

ついては、下記事項について請願します。

## 記

- 1 救済制度について奈良県の事例を参考に愛知県のホームページや広報等で分かりやすく県民に案内、周知する事。
- 2 救済制度について「受診証明の記載マニュアル」を作成し(春日井市ホームページ参照)愛知県内の市町村、愛知県内の病院、医師に案内、周知すること(別紙省略)。
- 3 救済制度申請希望者への受診証明の記載やカルテの写しの拒否をしないよう、愛知県内すべての病院に周知する事。
- 4 救済制度申請希望者に、分かりやすい書き方案内を作成し、申請窓口である各市町村に、案内を配布するよう周知する事。